

2

整備基準及びより望ましい基準の解説

整備基準とは

障害者、高齢者等が、公共的施設を利用することを困難にしている障壁を除去する水準を示すものとして、香川県福祉のまちづくり条例に規定している基準であり、事業者は、公共的施設を整備基準に適合させるよう努力する義務があります。また、この整備基準は、特定施設の新築等の内容の届出があった場合等に、知事が指導・助言を行う際の基準となるものです。

より望ましい基準とは

今後、社会的な目標として、障害者、高齢者等が、公共的施設を特段の不自由なく利用することができることを可能にするより高い水準を示すものです。このより望ましい基準は、香川県福祉のまちづくり条例に基づく行政指導によって実現を図るのではなく、普及・啓発を行うことによって、事業者が自主的・自発的に取り組むことを期待するものです。

1 整備基準及びより望ましい基準の考え方

1 整備項目に求められる規格、形状等が一律に規定できる場合

出入口、廊下、階段等の整備項目に求められる規格、形状等が、車いすの規格等との関係から明確に規定できる場合には、当該規格、形状等とすることを数値をもって規定しています。

2 整備項目に求められる規格、形状等が一律に規定できない場合

建築資材や器具等の整備時点における技術的水準等に依存する度合いが大きいものなどについては、一律に数値的な基準を設けることは困難であり、仮に設けるとしても、県民の理解を得ることが難しく、結果として、整備を促進する上での障害となるケースも考えられます。また、そのような規定が硬直的に運用された場合には、設計上の自由度を不必要に制限したり、将来における関連機器を含めた技術開発を阻害する可能性があります。

このため、設備、機器、仕上げ等については、整備項目に求められる規格、形状等を抽象的に規定するに止めているものがあります。

3 代替的な措置が考えられる場合

代替的な措置を講じることによっても、障害者、高齢者等が公共的施設を円滑かつ安全に利用できると考えられる場合には、事業者の様々な工夫を阻害しないよう代替的な措置が可能であることをできる限り明記しています。